

申第13、14、15、16、17号に関する幹事間折衝について

10月12日、申第13、14、15、16、17号について幹事間折衝を行いました。この中で、この間、安全問題や労働条件に関する事、労使問題に関する事など多くの申し入れをしてきましたが、申第17号（豊橋駅におけるあわや大惨事の事態についての申し入れ）に対してようやく業務委員会を開催するとの答えがありました。協約改訂の団体交渉でも、会社の労使協議の軽視姿勢に対して議論をしてきましたが、申し入れに対しては今回が初めての業務委員会です。まだまだ全く不十分な会社の姿勢を糾すために、今後もあらゆる問題点についてしっかりと協議を追求していきます。

申第13号「自殺防止対策に関する申し入れ」

会社：付議事項等に該当しないので経営協議会等は開催しない。自殺については内面的なことであり、一律に言えるものではない。一つひとつの事項について、集団的労使関係の中での議論とは考えていない。

組合：政府が自殺対策基本法を制定し、会社としても責任がある。事実会社内でも社員の自殺という現実もある。精神的な病気になっている社員もいる。しっかりと協議の場を持って話をするべきだ。

会社：会社としても、社員のメンタルヘルスケアについてはしっかりとやっている。

組合：しっかりとやっているというが、結果として、自殺や病気が起きている。

会社：自殺の原因は様々で、一概には言えない。

組合：自殺とか、病気にならないようにメンタルヘルスケアをやっているのではないのか、その内容が不十分だから、結果として自殺とか病気が起きているのではないか。

会社：一概には言えない。

組合：労使で協議して、なくすために話をすべきだ。

会社：メンタルヘルスケアで十分に対応している。

組合：不十分だから結果が出てる。協議をすべきだ。対立である。

申14号「国土交通省による動力車操縦者運転免許取消等の基準における会社の取り扱い等に関する申し入れ」

組合：協議はしないのか。

会社：議論になるものではなく、説明すれば終わるものだ。社員としてやることは何

ら変わらない。

組合：取扱いとか、何ら変わらないのか。それは国土交通省による制定だからということだからか。

会社：国土交通省に対しての報告が変わるから、社内規程が一部変わっただけだ。

1. 国土交通省による「動力車操縦者免許取消等の基準」が制定されるにあたり、事業主としての見解を明らかにすること。

回答：これまで通り法令を遵守し、適切に対応していく。

2. 会社内の規程は、何をどのように変えるのか明らかにすること。

回答：国土交通省安全監理官通達の改正に基づき、当社規程である「運転士資質管理報告取扱細則」について改正を行った。

3. 免停となった場合の当該者の勤務はどのような扱いになるのか明らかにすること。

回答：これまで同様、業務上の必要性に基づき、適切な勤務を指定していく。

4. 免許取消となった場合の当該者への扱いはどのようなようになるのか明らかにすること

回答：行政処分の内容に応じて適切に対応していく。

5. 軽微な事象「鉄道運転事故なし」は会社の判断とされているが、どのような取り扱いを考えているのか明らかにすること。

回答：これまで通り、再発防止を目的とした必要な教育指導を行っていく。

6. 「動力車操縦者運転免許取消等の基準」は、限定免許にも適応されるのか明らかにすること。

回答：国が交付している動力車操縦者運転免許に関する基準であることから、当然限定免許にも適応される。

7. 行政処分と社内処分の二重処分はあるのか明らかにすること。又、行政処分を受けたことに対する責任追及はしないこと。

回答：就業規則等に則り、適切に対応する

8. 行政処分が科せられる場合、その決定、通知については本人に納得出来る説明をするのか明らかにすること。

回答：行政処分の決定通知については国土交通省の召喚事項である。会社として必要な対応があれば行う。

9. 免許停止になった場合で、乗務復帰に向けてこの間行われている再教育は実施されるのか明らかにすること。

回答：個別に適切な判断をする。

10. 「動力車操縦者運転免許取消等の基準」が制定されるにあたり、その取り扱いや運用について社員への周知徹底を行うこと。

回答：今回新たに明文化された禁止事項は、現状の当社基準においても禁止事項である。現状の規則通り基本動作を遵守し業務されたい。

組合：免停となった場合、これまでと同様ということだが、免停となると乗れなくなる。どのような対応となるのか。

会社：ケースバイケースだが、乗務はできない。他の業務を命じることになる。

組合：他の業務とはどういうことか。日勤再教育ということか。

会社：ケースによるが、再教育が必要な場合なら再教育になる。範囲が広いから一概には言えないが、免停になったからといって荒っぽくこれだということではなく、事象ごとの判断になる。免停だからといって、謹慎だとか自宅待機とかのイメージなのか。

組合：極端な話、そういうことも含めて確認したい。

会社：ケースバイケースである。

組合：取消しの場合も同じことか。

会社：取消しはもう乗務ができないから、そうだ。

組合：軽微な事象に対する事業主の判断はどうか。

会社：行政罰が定められたということで、これまでの取扱いと何ら変わらない。

組合：行政処分のお知らせは直接国土交通省がやるのか。

会社：国土交通省による処分だから、直接会社がやるものではない。

組合：媒介もしないのか。

会社：まだ該当する事象がないので、それははっきりしない。

組合：J R 東日本や私鉄でもこの件に関して、時間を取って社員に周知している。

会社：行政処分のことで、社員の取扱いは変わらない。

申15号「組合事務所の便宜供与の申し入れ」

会社：東京地区では貴側に便宜供与できる場所はない。個別の部屋の使用状況を明らかにする考えはないが、会社として貴側の申し入れを踏まえて、組合事務所として便宜供与できる場所がないかどうかを調査した結果、そのような場所はない。

組合：協約改訂の団交の時にも言ったが、部屋を整理すれば部屋を開けられるのではないか。

会社：整理とかではなく、会社として必要なものを置いてある。

組合：全部の部屋が全てびっしり物を入れているわけでもないだろう。

会社：会社として調査して答えている。

組合：西銀座 J R センターには東海旅客鉄道株式会社所有の部屋がびっしりある。そそ全てをそんな使い方しているのか。

会社：調査をして答えている。

組合：どういう状況なのか、一緒に行って確認したらどうだ。
会社：施設管理を会社がやっている。組合と確認しには行かない。
組合：部屋を貸す気はあるのか。
会社：貸せる部屋があれば基本協約の通りお貸しする。
組合：貸せる場所を作るとか、整理して部屋を開けるとかどうなのか。
会社：新たには作らない。必要なものを保管している。
組合：西銀座JRセンターは会社が管理しているのか。
会社：そうだ。
組合：一杯部屋があるのだからやればできると思うが。対立である。

申16号「JR東海労組合員伊藤孝行さんに対する30日の出勤停止処分撤回の緊急申し入れ」

会社：経営協議会等を開催する付議事項に該当しないので、経営協議会等は開催しない。
組合：協議しないことは納得できない。対立である。

申17号「豊橋駅におけるあわや大惨事の事態についての申し入れ」

会社：この件は業務委員会を開催する。日程などは別途調整する。
組合：了解。

以 上